

第三十八回国会 商工委員会科学技術振興対策特別委員会連合審査会議録 第一二号

昭和三十六年四月五日(水曜日) 午前十一時二十九分開議

出席委員

商工委員会

- 委員長 中川 俊思君
- 理事内田 常雄君 理事小川 平二君
- 理事岡本 茂君 理事中村 幸八君
- 理事長谷川四郎君 理事板川 正吾君
- 理事田中 武夫君
- 有馬 英治君 岡崎 英城君
- 齋藤 憲三君 笹本 一雄君
- 田中 榮一君 中垣 國男君
- 濱田 正信君 原田 憲君
- 平橋田柳吉君 岡田 利春君
- 加藤 清二君 小林 ちづ君
- 中嶋 英夫君 中村 重光君
- 受田 新吉君

科学技術振興対策特別委員会

- 委員長 山口 好一君
- 理事齋藤 憲三君 理事中曾根康弘君
- 理事中村 幸八君 理事前田 正男君
- 理事岡 良一君 理事岡本 隆一君
- 理事原 茂君
- 有田 喜一君 稲葉 修君
- 佐々木義武君 濱田 正信君
- 保科善四郎君 細田 吉蔵君
- 石川 次夫君 田中 武夫君
- 山口 鶴男君 内海 清君

出席閣務大臣

- 内閣総理大臣 池田 勇人君
- 通商産業大臣 椎名悦三郎君
- 国務大臣 池田正之輔君
- 出席政府委員
- 法制局長官 林 修三君

第一類第九号(附属の一) 商工委員会科学技術振興対策特別委員会連合審査会議録第二号 昭和三十六年四月五日

総理府事務官 島村 武久君
科学技術庁長官 官房長官

総理府技官 久田 太郎君
科学技術庁計 久田 太郎君
科学技術庁長官 久田 太郎君

科学技術事務次 篠原 登君
大臣官房財務 泉 美之助君
調査官 越田 清七君

本日の会議に付した案件

鉄工業技術研究組合法案(内閣提出第六六号)
新技術開発事業団法案(内閣提出第一二四号)

〔山口科学技術振興対策特別委員長、委員長席に着く〕

○山口委員長 これより商工委員会、科学技術振興対策特別委員会連合審査会を開会いたします。

合審査会の委員長の職務を行ないますので御了承をお願いいたします。鉄工業技術研究組合法案及び新技術開発事業団法案の両案を一括して審議を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを断じます。田中武夫君。

○田中(武)委員 総理も御承知のことと思いますが、ただいま議案になりまして二つの法案、すなわち新技術開発事業団法、これが科学技術振興対策特別委員会にかかっております。一方鉄工業技術研究組合法案が通産省提出で、これが商工委員会にかかっております。この両案は、われわれ考えたところ、両委員会にと申しますか、科学技術庁及び通産省に大きな関係がある。こういふところから、先日連合審査を行なったわけでありまして、その連合審査の席上で、実は椎名通産大臣と油田国務大臣の所管に対する御見解が若干食い違ったわけでありまして、そこで総理にお願いしたい、この点について調整をお願いしたい、こう考えて総理の御出席を願ったわけでありまして、すなわち、新技術開発事業団法は御承知の通り試験研究の成果が企業化せられないもの、これを企業の規模になるように企業化するところまで持つていこう。そういうことをやろうとする事業団であります。一方は試験研究の結果を管理し云々というのを目的とする研究組合であります。われわれ常識的に考えておられますことは、科学技術庁とかあるいは経済企画庁とかいう官庁は、一方は経済で、一方は技術におきまして科学技術の総合調整、これを主たる任務とする官庁であろうと考えっております。現に科学技術庁設置法の第三条には、科学技術庁は、科学技術の振興を図り「云々」となっております、これらの行政を総合的に推進する

ことを主たる任務とする、こううたっておりますし、それから四条の十二号には、科学技術に関する行政の事務の総合調整を行なうのだ。こういうことも書いてあり、第八条の三号のカッコの中には、他の官庁に属する所管のものも除く、こういふようになっておるわけでありまして、こういふ点から考えまして、今問題になっております新技術開発事業団が行なおうとするところは、経済的規模において企業として成り立つところまで持つていくのだ。こういふことはすでに事業の実施を前提としておる。そこでこういふのは通産省で行なうべきじゃないか、こう考える。一方また鉄工業技術研究組合法案は、技術の試験研究の結果の管理といたつたような問題であるから、こんなものこそむしろ技術庁でやるべきじゃないか、こう考えておるわけですが、そのことについて両大臣に質問いたしましたところ相当食い違いました。そこで大臣、まず第一に科学技術庁とか経済企画庁とかいうこの官庁の任務と、それに関連する事業を実施するところのそれぞれの官庁との関係、こういうことについてどのように考えておられますか。それから両大臣の所管についての意見の食い違い、これについて総理として、どのように調整せられますか、その点をお伺いいたします。

○池田(勇)国務大臣 まず両大臣の意見の食い違いは、実はまだ速記を見ておりませんが、どういふ食い違いかわかりませんが、聞くところによりますと、言

葉が少し足らぬ点があったのではないかと思います。従いまして、私はこういふことに不得手でございしますが、もし私の答えて御納得いけば、それで御了承願いたいと思っております。

まず科学技術庁のできました由来は、やはり科学技術の重要性にかんがみまして、日本の技術庁をもっとより高度にするために、今まで各省でやつておつたものの総合調整をするということが、科学技術庁本来の目的でございまして、しこうしてある事業にいたしまして、たとえば原子力の問題、あるいは航空機の問題、また金属材料の問題等は事柄が総合的の技術でございまして、そしてまた新しい関係もあつたので、その三つの点は特に科学技術庁でやる。しかし本来のものは、やはり各省で持つておられますところの技術の総合調整ということが、本来の目的であると思つております。従いましてこういふ意味において、今の新技術開発事業団、こういふものは各方面にわたる新技術で企業化していき、これに對しまして政府が資金を融通してやる事業は、これはやはり科学技術庁に置くのが私は本筋だと思つております。

それから片一方の鉄工業技術研究組合は、もう相当の技術を持つておる各業者が自分らの技術につきまして他の関係の業者と組合を作つてやる、こういふことにつきましては具体的な問題でございまして、科学技術庁がやるのが本筋である。しかもこの鉄工業の技術研究は、その大部分といつていい

かなりのものが通産省所管でござい
ますから、一応主務大臣は通産相にし
て、また工業のうちでも医薬の關係と
か、あるいは造船業、あるいは食品関
係といふものにつきましては主管の大
臣がございまして、そういう他の省
の所管に属するものはその農林大臣、
厚生大臣、あるいは運輸大臣等がや
る、こういう建前でいくのが至当では
ないかと私は考えているのでありま
す。

○田中(武)委員 総理は一方は科学技
術庁、一方は通産省、こういうこと
で、すでに法が出ていからそれに合
うような答弁をなされたと思うので
す。実際はそういうことではなく、こ
の両案がそういう格好で出てきたの
は、過去のいきさつすなわち新技術開
発事業団の方は理化学研究所の開発部
門がやっておったのを独立させてやろ
う、理化学研究所は従来科学技術庁の
所管であった。一方研究組合——現在
任意的なものが二十ばかりあるそう
ですが、その世話を工業技術院でやっ
ておいたから、こういふところから
設置法の理論とかをいうことを離
れまして、過去のいきさつと各官庁の
いわゆるなわ張り争い、こういふと
ころからそういう格好が出てきたと思
う。現にたとえれば低開発地域工業開発
促進法ですか、これが現在経済企画
庁から出てきております。商工委員会に
今付託になっておるのですが、これに
対しまして、自治省の立場から、あ
るいはまた建設省の立場から、それぞ
れ同じような目的を持つ法案が用意さ
れておる。その調整がまだにつきか
ねるといふことを聞いています。従つて
そういう過去のいきさつについて、

あるいは各官庁のなわ張り争い、こ
ういふことと離れて、現に規定せられて
おる行政組織法に基づいて行政の一元
化のために、その調整をしていかなけ
ればならぬ、こう考えるわけですが、
さらにお伺いしたいのは、そうい
う過去のいきさつということとは別
に、総理のお立場からそういう各官
庁にいろいろ関係のあるものを、どう
いうふうに調整していくか、行政一元
化についてどのように考えておられる
か、お伺いいたします。

○池田(勇)国務大臣 行政の一元化と
いうことももちろん必要でございま
すけれども、過去の機構その他をぶちこ
わしてしまふということも、これは行
政上いかになものかと思ひます。従
まして事情の変更か即応いたしまし
て、なるべく有機的に能率が上がるよ
うなことでいかなければならぬ。一元
化といふのは名前にはよろしゅうござ
いますけれども、必ずしも能率的によ
くない場合もあります。やはりこうい
う行政といふのは、過去の機構、人的配
置等も考えなければならぬので、私
は一元化の必要の場合におきまして
は、それに向かつて努力いたします
が、過去の事実、機構も考慮してい
なければならぬと思っております。

○田中(武)委員 その過去がかりに誤
りであったとして——当時誤りではな
かったが、現在ではそれをこちらの方
へ入れる方が正しい、こういふのがた
くさんあります。そういうのもやはり
過去の因縁にとらわれて、そうしてそ
のまま間違つたあるいは現在の状態に
そぐわない、こういふ状態をまたその
まま続けていかれる、こういふことを
お認めになつたような答弁と聞きます

が、それでよろしいのですか。
○池田(勇)国務大臣 過去の事実を認
めながら事情の変化によって改善して
いく、こういふことであります。一べ
んに理屈がこうだからというわけには
なかなかいかない。方向はおつしやる
通り一元化で高能力が第一でございま
す。

○田中(武)委員 そういたしましたすと、
今申し上げている新技術開発事業団で
ありますが、理化学研究所の開発部の
過去の数年間の実績を見ましても、そ
のやつておる八割以上は鉱工業関係
であります。しかもそれは企業化せられ
ていないものを事業化するまで持つて
いこうというわけですね。そこには事業
所管の各官庁があるわけですね。しかも
それがいく過程においていろいろの行
政措置が必要であります。たとえば研
究費の交付だとか、あるいはまた融資
のあつせんだとか、あるいはまたたい
いろなことに対する許可認可という承
認の問題等、これは事業所管省にある
わけですね。この法律の建前からいへば
総理の所管になっておられます。そう
して一括して科学技術庁長官に委任す
るという格好がとられておられます。そ
こで私はむしろそういうことによつ
て、今総理のおつしやうしておるかえ
つて能率を阻害する、各官庁の中にお
いてそれぞれのセクト争いが出てくる
のでございまして、適当な事業所管の方へ委
任する、そういうような方向がいいの
ではないか、このように考へるので
す、いかがでございませう。

○池田(勇)国務大臣 御質問の点が私
の頭にはつきり入らないのですが、新
技術開発事業団、これは理研でやつ
ておつたことと思ひますが、これを科学
技術庁がやつていけないといふことは
ないと思ひます。科学技術庁がやつ
ておつたと思ひます。ただその間に
おきまして技術が育成し独立するとい
うときに、関係各省との関係が起きて
参ります、それは同じ内閣のこと
でございまして、その連絡調整は十分
つけていくべきだと考えております。

○田中(武)委員 もう少し具体的に申
しますと、いわゆる試験研究の結果ま
だ企業化せられていない、それを経済
的規模にまで持つていく、すなわち企
業化するための事業をやらうとするの
がこの事業団であります。そしてそ
れが事業化せられたときには、当然事
業所管省に移るわけですね。その間に
いろいろとそれに付随するところの行政
措置が必要であります。そういうこと
は全部事業所管省がやることになつて
おる。そういう建前から見て、最初か
ら事業所管省の方へ、技術の研究じゃ
なく企業化が目的なんです、事業
の所管省の方へ総理の方から委任する
という格好をとる方がスムーズにい
くのではないかと、こう言っているわけ
です。

○池田(正)国務大臣 これは私から申
し上げた方がいかにと思ひます。事業
団がいわゆる研究の段階から企業の段
階までの中間、これを扱う。その間に
おいては行政措置を必要とすることは
生じてこないものであります。企業化す
るといふ目標ができて、そこで初めて
これをどの会社でやらす、あるいは
どこでやらすといふことになりま
す。そこで初めて行政措置が必要にな
り、補助金あるいはいろいろの面が出
てくる。それをどこの役所で扱うか。

それは主として通産省の場合が多い
でありませう。しかし農林省や運輸省、
その他各省の場合が出てくるわけであ
ります。それまでの段階を私どもの方
でやつていく、こういふことでは
ありません。だから途中で行政措置の必要が
生ずるといふことはあり得ない、これ
はつきり申し上げておきます。

○田中(武)委員 たとえば試験研究の
補助金の交付、試験研究設備の特別償
却承認、こういふのは全部科学技術
庁でおやりになるのですか。

○池田(正)国務大臣 これは田中委員
がどういふふうに御理解になつてい
るか、とにかく一つの研究テーマがで
て上がつて特許ができた、研究過程に
おいては危険があるから事業化するた
めには危険があるから事業家はより手
を出さない。そこで国家が、事業団が
それにかわつてこれを企業化まで持つ
ていって、これで企業化ができるとい
う段階になればそこで事業団は手を引
くのであります。その上で初めて事業
家がこれを事業化するのであります。か
ら、その中間においての費用は事業団
がこれを負担いたしますから、その段
階においては補助金とかそういう問題
は出てこない、こういふことでは
ありません。

○田中(武)委員 企業化のための委託
を受ける受託者は、それぞれの所管
庁で所管せられており、それぞれの所管
庁からの行政上の指導監督に服するわ
けで、その過程において、所管庁の行
政措置、たとえば試験研究設備の償却
とかいろいろの面があるでござい
ます。その承認なんかはどこのかとい
うのです。

○林(修)政府委員 今の御質問でござ

いますが、この新技術開発事業団は、ごらんになります、今科学技術庁長官が御答弁になりましたように、企業等に新技術の開発の委託を実施する場合のことにつきましても、三十条で委託する場合には、関係の事務大臣と協議することになっておられるわけでございます。今の御質問の趣旨は、事業団と直接関係のない、つまり各種の企業に對して補助金を交付するとか、あるいは今の特別償却の認可という問題だと思いますが、これは御承知の通り、いろいろの法律で補助金は、結局科学技術庁が科学技術関係のものは総合調整しておりますけれども、私はたしか各省で出しているのではないかと申すわけでありませぬ。

それからもう一つの減価償却の問題は、企業合理化促進法とか、あるいは特別の法律でそれぞれの主務官庁の承認を受けたものをいわゆる税の特別免除などを、こういうことになっておられるわけでありませぬ。

○田中(武)委員 そのように、やはり事業化し、企業化してから先は、その企業において経済ベースで生産を続けるわけなんです。そこまでのことだけをやるのだというけれども、結局は企業化ということ、それを事業としてやるということなんです。その事業としてやるというので受託する。それを委託せられたところの企業は、事業所管庁において所管しておられるわけでありませぬ。従って一連の行政措置とその関連を考えた場合には、まず科学技術庁長官に総理が委任をして、それから各所管大臣ということであるよりも、それその企業の管理する事業官庁の方へ総理が委託するという方法の方が手

数がなくていいのではないかと、このように考えるので申し上げておられるわけなんです。先ほど総理からちよつと御答弁願いましたが、私はそういつた行政措置との一体的な関連において、いわゆる行政の一元化という問題と考へて、そういう事業所管官庁と、経済企画庁とかあるいは科学技術庁とかいったような、その総合調整を主とする官庁との所管を、もう一度はつきりと大臣はどういう方針の上においてやられるかということをお尋ねしたい。それと同時に、たとえば本年度の科学技術研究費、これが総額で二百七十六億九千万円と出ておられます。ところがそれがたくさん官庁に分かれておられるわけですね。たとえば二百七十六億九千万円のうち、通産省関係を見ると五十億二千円、そういうふうに科学研究費がいろいろの官庁に分かれて出ているという面も出てくるわけなんです。そういうような点と考へて、こういう総合調整を主とする官庁と、実質的な事業を所管する官庁との関係及びそれらの予算、今申しました科学技術振興費等々のつけ方をどう考へておるか、もう一度お伺いいたします。

○池田(勇)国務大臣 科学技術庁が新技術開発事業団というものを所管するのは、企業になるまでの試験研究をやるのでございまして、私は科学技術庁がやっておられるべしと考へております。なおお話し通り、二百数十億の科学技術研究費というものが出ておられますが、これを一まとめにしようといつても、なかなかこれはむずかしいことではございませぬ。従来から問題になっておられます通産省の工業技術院と科学技

術庁をどうしようかという問題につきまして、自分も所管大臣のときに考へましたが、やはり先ほど来申し上げておられますように、歴史というものが、人的構成その他歴史の事情がございませぬので、私は将来はいざ知らず、今のところは科学技術庁が各省の技術の調整をやるといふ役割をもちまして、各省間の技術の調整または連絡をすることが、今の場合は適當である。しかし有機的にほんとうに個々の能率につまましてのあり方につきましては、研究を続けていきたいと思ひます。

○田中(武)委員 私が今お伺いしておるのは当面の問題より一歩進めて、各省の所管ということについて行政の一元化、こういう点について大臣の今後の方針を聞きたい、こう申し上げておられるわけなんです。私たちの見るところでは、各省の所管は行政組織法によって定まるのではなくて、過去のいきさつ、その所管を扱っておられる官僚のなわ張り争い、ないしは關係間における心臓の強い大臣と心臓の弱い大臣との間において、結局心臓の強い方が持つて居る、こういうふうなおそれがあるように思ふから申し上げておられるわけなんです。そこで総理としては、そういうことに対して、どういふ方針で今後はつききると所管をきめていき、そういう各省間のあつれきといひますか、なわ張り争い、あるいは大臣のそれぞれの所管争い、こういうことについて調整、これについての今後の所見を伺ひます。

○池田(勇)国務大臣 数十年の歴史を持つて進んできておられるものを、縦割り一本でいくか横割りにするかというこ

とにつまましては、やはり今まで動いておる機能をとめるというわけにいけません。そういう点よほど考へなければならぬかと思ひます。それからまた各既設の事業につままして、事情の変化におきまして所をかえることも考へなければなりません。また新設のものにつまましてはなわ張り争いがある、こういうお話でございますが、やはり自分の仕事に熱心なあまりいろいろの論争が行なわれることは、これは事実でございます。しかしそれはやはり調整できませぬので、私が責任を持ちまして、適當な、これが一番いいところにおきまします。

○池田(正)国務大臣 ただいまの問題は非常に大事な問題でございます。私も就任以来いろいろ検討いたして参りました。今田中委員から仰せられたような複雑な様相も出てきておられます。これはひとえに日本の産業経済が急速に伸展して複雑化したという面も一つの大きな要因でございます。そこで私がどう見てもおられます、私の狭い見解では、現在の姿がそのまま永久にいつていいかどうかということになります。これは疑問だと思ひます。すなわち研究機関というものは、せつかくその時代の要請によつて科学技術庁というものができたのでございませぬから、そこに統合するのが本筋ではないかといふ御議論もあつておられます。それから、今総理が言われたように、今までの伝統その他もあつたので、従来のように通産省あるいは運輸省というところに、それその研究機関をそのまま残す方が

いいという議論もあつておられます。

う。しかし何と申ししても、たとえばイギリスあたりでやっておりますように、国家の研究機関というものを全部統括いたしました、一つのデパートメントを作つておられるというふうな形が望ましいのではないかと。しかしながら、そこにすぐ一足飛びにいけるかというところ、それはいいか。今総理から言われたように、一足飛びにいけません。かえつてそれが停止したり、停滞したり、摩擦を生じたり、そのためにせつかくのいい案であつても、かえつて途中でそういう障害が出てくるというところも、實際政治を担当する者として、どんな理想があつても、従つて、そこにすぐ一足飛びにいかなければならぬということではないのであります。けれども、一つの理想としては、日本の現在の研究機関というものはやはり一本の姿にして、一つのデパートメントを作つていくことが望ましいのではないかと。これは私個人の意見でありますから、内閣の決定した意見ではございませぬが、科学技術庁長官としての意見であります。そういう意味で、そういうふうな考へておられます。

特に、これは大事なことで、すなわち御参考までに申し上げますが、私の実感です。実はこの間、新聞で御承知だと思ひますけれども、静岡県の地すべりに、私は各省の最高技術者を帯同いたしました。あれは林野庁及び建設省、運輸省、各省にまたがっておられます。それらの最高技術者を私は帯同いたしました。それから、地すべりが流れてきたり、あるいはわいてきたり、そういう現象から起こってくる。

そこで、私はアイソトープを使つたらどうかと言いましたところが、建設省も鉄道も農林省もアイソトープを使うことを一建設省には土木研究所があり、アイソトープの研究をやっております。農林省も同様であります。にもかかわらず、研究所は研究所で勝手にやっておりますから、行政の中核部にあり、しかも専門家でありますけれど、アイソトープの知識がないから、これをあえて使おうとしない。なるほどこれではだめだ。やはり一体化したデパートメントを作つて総合的にやらなければ、各研究所にそれぞれの研究機関を持たせておつても、有機的に働くことができないのだというところを、私は実に痛感したのであります。だからといって、今すぐそれをやるということでは絶対にないので、総理が言われたように、摩擦その他も十分勘案しながら、将来どういふ方向に持つていくか。これは御参考までに、私は一つのアイデアとして申し上げておきます。

○田中(武)委員 池田内閣大臣が今いろいろとおっしゃいました中に、例をイギリスにとられました。私が質問をしておるのもそのうちです。たとえはこの二つの法案にいたしましても、イギリスの例から見れば全く所管が逆になつておる。だから申し上げておるわけです。

この問題だけやっておつても、総理の時間の関係もありますから、要は総理として、各所管庁の官僚さんたちの縄張り争いというふうなものとか過去のいきさつ、こういうことだけにとらわれずに、現時限にあつてどうした方がいいのか、ことにそれぞれの官庁に

対する設置法、行政組織法がありますから、そういう面から明快に一つ判断を下してやつていただきたい、そういうことを希望いたしますのであります。

この際でございますので、ついでに一つ総理にお伺いいたしたいのです。先ほどもちよつと触れましたが、本年度の科学技術振興費は二百七十六億九千万円、昨年に比べて一三%ですか多くなつております。しかしこれは各国に見ました場合に、これは科学技術庁の調査でございますが、当該年度は一年くらい食い違つていゝのがあります。しかしそれを一緒にして申し上げますが、国民所得と予算における科学技術研究費、これがアメリカにおきましては三・一%、イギリスが二%、フランスでは二・二%、西ドイツでは一・二%、これに対して日本はまだ一%にも達していない、〇・九%であります。こういう点からいふと、今後科学技術振興という点について、今に日本の現在の企業は外国の技術提携、技術輸入というところで相当な金を外国へ出してあります。こういう国際的な、あるいは国際収支の面からいって、あるいは技術提携のために払う金があるいは技術提携のために払う金があるいは相当な金額になつていゝ。しかも現在では生産に対する何%という特許料の支払い、使用料の支払い、こういうことが企業にも一つの大きな負担になつております。こう考へて参りましたときには科学技術の振興と、所得増進計画を立てておられる池田内閣において、これから大いにやつてもらわなければならぬと思つて、こういう予算について今後国民所得との

関係において何%ぐらいが望ましいか、各国の例と見比べて一つ御答弁願いたいと思ひます。

○池田(勇)内閣大臣 科学技術の振興は産業の母でございます。これはぜひとも力を入れなければなりません。その意味において過去数年間、できるだけの努力はいたしてきておるのであります。またこれは予算面ばかりでなしに、一般経済界の各企業体も、これに向かつて相当出す機運に向いてきておるのでもあります。従ひまして税法上におましても、これをできるだけ損費算入の方に持つていくように努力いたしております。

将来の問題といたしましては、先ほど申し上げましたごとく科学技術の振興は産業の母でございます。できるだけの努力をいたしたいと思ひます。ただ国民所得の何%というふうなことでなしに、私はできるだけたくさん出したい。しかし御承知の通り社会保障もいろいろな支出も要りますので、最大の努力をこの方面に注ぎたいというところで御了承願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 数字に強い総理でございますから、やはり数字でお答え願ひました方がいゝかと思つて、今申し上げましたようにアメリカでは国民総所得に対して三%以上、どこも二%程度出しておる。ところが日本は現在一%にも達しない。従つて所得倍増計画等ではなかな威勢のいいことを言つておられるのですが、国民総所得と科学技術の振興費、これはどういふ状態に置いたらいゝのか、たとえは一%とか二%とかはつきりとは言えないですが、諸外国の例から考へてどの程度が正しいか、そういうことは数字

に強い総理ですから数字的に御答願ひたいと思ひます。

○池田(勇)内閣大臣 こういふものは数字の問題ではございません。考へ方の問題だと私は思ひます。過去の事実その他のものについては、実績は数字で表わしていきまが、将来のことは心がまえの問題で、それから何%と申しましても、それは固によつてよほど違つておる。こういうものは先進国ほど多いのじゃないかと思ひます。われわれも先進国になりたい、こういうことで技術方面には、国が栄えると同時にその割合をどんどんふやしていこう、こういう考へであります。

○山口委員 田中委員に申し上げますが、質疑者も残つておりますので簡潔にお願ひいたします。

○田中(武)委員 委員長から今のような御催促がありましたから、まだあとあるのですがこの程度にいたしますが、研究費については考へ方の問題だが、今までその考へ方が、あまり科学技術に力を入れてなかつた、こういうところで日本は相当の損をしておる。こういうふうに思ひますので、数字で何%ということが適当でなければ、その考へ方について総理が今後ますます科学技術の振興、しかもこれが先ほど申しました日本が外国技術の導入に対する支払いをやつておる、こういうふうな点から強く要望いたしておきます。

それからこの際ですから、同じ池田内閣の閣僚間で意見の食い違つておるもう一つの問題について、これも時間の関係で簡単に総理からお答願ひたいと思ひますが、実は国民所得倍増計画で経済審議会の答申もなされてお

ますが、この計画を実施する上においては十七万人の技術者が不足する。こういうふうな経済審議会の答申にも出ております。この問題に對しまして科学技術庁長官の立場から、池田内閣大臣が科学技術庁設置法十一条三項に基づいた勧告を文部大臣になされたこととは総理も御承知であらうと思ひます。この問題をめぐりまして三月十五日の文教委員会、あるいは四月一日の文教委員会の連合審査等においてこの問題が取り上げられたわけでございますが、文部大臣と池田科学技術庁長官との間には依然として意見が食い違つたままになつております。そこでこの両大臣の意見の食い違ひを調整せられ、どう考へておられるか、これをお伺いしたいのであります。まず十一条三項に基づいて池田内閣大臣が文部大臣に勧告をしておられます。このことは総理御承知でしょうか。

○池田(勇)内閣大臣 新聞にありましたが、それは閣議にかかつておりましたから……

○田中(武)委員 この勧告からのいろいろの意見が先ほど申しました委員会における両大臣の答申の食い違ひを簡単に申し上げると、その十七万人の不足の技術者を直ちに作るよふにいたしませんか、できるよふに今からやれ、こういう池田内閣大臣の主張に對しまして、文部大臣は来年からほつぽつやりましようというふうなことを、文部大臣の言つておるところを見ると、今後大学の理工科関係の卒業生、これをもつて考へましても七万人、それとすると十万人不足するわけですね。しかもなお進

まず、この計画を実施する上においては十七万人の技術者が不足する。こういうふうな経済審議会の答申にも出ております。この問題に對しまして科学技術庁長官の立場から、池田内閣大臣が科学技術庁設置法十一条三項に基づいた勧告を文部大臣になされたこととは総理も御承知であらうと思ひます。この問題をめぐりまして三月十五日の文教委員会、あるいは四月一日の文教委員会の連合審査等においてこの問題が取り上げられたわけでございますが、文部大臣と池田科学技術庁長官との間には依然として意見が食い違つたままになつております。そこでこの両大臣の意見の食い違ひを調整せられ、どう考へておられるか、これをお伺いしたいのであります。まず十一条三項に基づいて池田内閣大臣が文部大臣に勧告をしておられます。このことは総理御承知でしょうか。

○池田(勇)内閣大臣 新聞にありましたが、それは閣議にかかつておりましたから……

○田中(武)委員 この勧告からのいろいろの意見が先ほど申しました委員会における両大臣の答申の食い違ひを簡単に申し上げると、その十七万人の不足の技術者を直ちに作るよふにいたしませんか、できるよふに今からやれ、こういう池田内閣大臣の主張に對しまして、文部大臣は来年からほつぽつやりましようというふうなことを、文部大臣の言つておるところを見ると、今後大学の理工科関係の卒業生、これをもつて考へましても七万人、それとすると十万人不足するわけですね。しかもなお進

まず、この計画を実施する上においては十七万人の技術者が不足する。こういうふうな経済審議会の答申にも出ております。この問題に對しまして科学技術庁長官の立場から、池田内閣大臣が科学技術庁設置法十一条三項に基づいた勧告を文部大臣になされたこととは総理も御承知であらうと思ひます。この問題をめぐりまして三月十五日の文教委員会、あるいは四月一日の文教委員会の連合審査等においてこの問題が取り上げられたわけでございますが、文部大臣と池田科学技術庁長官との間には依然として意見が食い違つたままになつております。そこでこの両大臣の意見の食い違ひを調整せられ、どう考へておられるか、これをお伺いしたいのであります。まず十一条三項に基づいて池田内閣大臣が文部大臣に勧告をしておられます。このことは総理御承知でしょうか。

○池田(勇)内閣大臣 新聞にありましたが、それは閣議にかかつておりましたから……

○田中(武)委員 この勧告からのいろいろの意見が先ほど申しました委員会における両大臣の答申の食い違ひを簡単に申し上げると、その十七万人の不足の技術者を直ちに作るよふにいたしませんか、できるよふに今からやれ、こういう池田内閣大臣の主張に對しまして、文部大臣は来年からほつぽつやりましようというふうなことを、文部大臣の言つておるところを見ると、今後大学の理工科関係の卒業生、これをもつて考へましても七万人、それとすると十万人不足するわけですね。しかもなお進

まず、この計画を実施する上においては十七万人の技術者が不足する。こういうふうな経済審議会の答申にも出ております。この問題に對しまして科学技術庁長官の立場から、池田内閣大臣が科学技術庁設置法十一条三項に基づいた勧告を文部大臣になされたこととは総理も御承知であらうと思ひます。この問題をめぐりまして三月十五日の文教委員会、あるいは四月一日の文教委員会の連合審査等においてこの問題が取り上げられたわけでございますが、文部大臣と池田科学技術庁長官との間には依然として意見が食い違つたままになつております。そこでこの両大臣の意見の食い違ひを調整せられ、どう考へておられるか、これをお伺いしたいのであります。まず十一条三項に基づいて池田内閣大臣が文部大臣に勧告をしておられます。このことは総理御承知でしょうか。

んで議論をしておると、どうやらその七万人というのも怪しくて、先日池田内閣大臣は三万が四万だ、こうなるにすぎません。七万人を確保するために幅が出てくるわけなんです。この両大臣の論争を今ここで再び復習しようとは思いませんが、所得倍増計画と経済審議会が答申をして得る十七万人の技術者の不足、これに關連いたしました。どの様な措置を考えておられるか、なお科学技術庁設置法の十一條の三項によって、先ほど言ったように池田内閣大臣は文部大臣に勧告せられた。そうして四項で科学技術庁長官は勧告に基づいた措置を相手方の大臣から受け取ることにしておる。そのうち報告を正式に求められたか。五項で総務大臣に、勧告した内容について「特に必要がある」と認めるときは、内閣総務大臣に對し当該事項について内閣第六條の規定による措置がとられるよう意見を具申することが出来る。こういふことになっておる。それに対して、池田長官の方は、総務大臣に對して十一條五項による意見具申をせられるという考え方があるのかどうか、そのことについて、両大臣に、総務大臣、池田内閣大臣にお伺いします。

○池田(勇)内閣大臣 科学技術協議会の決議につきましては、堀井、茅両委員から、私は報告を受けました。技術者が十七万人、技能者が四十数万人ぜひ必要だということであり、御承知の通り、技術者の養成は、これは一朝一夕でできるわけのものではないです。私は科学技術協議会の決議を尊重いたしました。できるだけ早い機会に必要な技術者を養成しようと努力しておるのではありません。ただ御承知の通り、所得倍増計画は、何も年次計画はございせん。十年間にできるだけ早く技術者養成をやる、しかしその技術者というものは、施設の關係、また教員の關係その他いろんな点がございまして、今直ちにどうこうということはないので、私はだんだんやっつけていってよほかかないと思つておる。科学技術庁長官が急いでやってくれという勧告をなされたことも、一応当然だと思つておるが、また文部省の方といたしまして、いろんな具体的問題につきましてもやろうと思つておるが、なかなか困難だということもあり得るのでございせん。両大臣から、勧告についての報告は、私にはまだございせん。

○池田(正)内閣大臣 この問題は、しばしば申し上げておる通りに、私が文部大臣に勧告をいたしましたのでありますけれども、文部大臣は善良な人ですから、どうも文部省の事務当局の説明だけを聞いて、それを信じておつたらしいのです。それで、私からいろいろ話をいたしました。このごろやっとなつておつて、若干私に歩み寄りの傾向を見せてきた。これなら話がつく。そこで、これは何もしないで閣議の場まで持つていかなくても、両者の間に對して話し合ひができれば、それで結構なことでありませぬ。しかし文部大臣がどうしても聞かぬ、私は、三十六年度の予算に關係なしに、まだこれか数千人、今年からふやせるといふ確信を持つておる。それを文部大臣は初め聞かぬのであります。わからぬものから、よう理解できなかった。このごろやっとなつてきたようです。おそろしく私の言うことを聞くだろう、そうすれば、そういう荒っぽいことをせぬでも済むのじゃないか、どうして聞かなければ、これは最後の何か処置をしなければならぬ、こういふふうに私は決意をいたしました。

○田中(武)委員 池田内閣大臣の方はなかなか威勢がよくて言っておられますが、設置法からいへば、四項でとつた措置について報告を求めることが出来るし、それが気に入らなければ、五項で、総務大臣に意見具申ができるわけなんです。そういうことに對して、現在の心境としては、今おつちやつたようなことだと思つておる。しかし問題は、所得倍増計画は、池田内閣の大きな看板であります。その中においてそれを達成するということ、これは、一つの大きな基礎は、やはり十七万人の技術者が要するという、すなわちそれを取り上げて、経済審議会ですか、これが総務大臣に答申しておるわけなんです。総務大臣はほつほつというふうなことをおつちやつておるが、すでに所得倍増計画が大きく打ち出されて、それを軌道に乗せてやるんだ、こう総務大臣は言っておられるわけなんです。ほつほつとや十七万人は確保できないと思つておられる、私立大学のことは考えておられる、私立大学のことは考えておられないように考へておるのですが、そういう施設を動員して十七万人を養成するようには必要がある。総務大臣のほつほつというところ、どうもわれわれは了解しかねるのですが、少なくとも池田内閣の一枚看板であるこの所得倍増計画の基礎をなす技術者養成問題でございせんので、さらに総務大臣から強い考えを聞かしていただいて、質問はこれで終わりたいと思つておる。

○池田(勇)内閣大臣 御承知の通り、国立大学につきましても理工科をふやすとか、あるいは新たに高等工業学校を設けるとか、またいろいろ点につきましては、もう中学校のときからいかに科学技術の素養を入れる必要があると思つておる。国立大学の方では、できるだけの努力をして、これは未だにやられていないところでは、新たに私立大学に理工学部を設けようといふ話も出ておる。また私も聞いておる。それから、技術者養成につきましては、それからまた、技術者養成につきましても、民間における、たとえば鉄鋼界なら鉄鋼界、こういふものが別に学校施設と申しますか、技術教育の施設を共同で設けて技術者の養成をやろう、各般にわたつて技術者養成の聲が起り、機運が盛り上がつてきておるのであります。政府といたしまして、こういう民間のものにつきましても、自分で行ふことはもちろんのこと、いろいろ民間のものにつきましても、極力助成をしていきたいと思います。○田中(武)委員 ちよつと要望だけ。質問は終わつたのですが、先ほど来て言つておられるように、所得倍増計画は池田内閣の看板です。その基礎は技術者の確保であります。従つてその確保のために総務大臣として十分な措置をとつていただくよう要望しておきます。○山口委員 加藤清二君。○加藤(清)委員 私はただいま審議中の両法案に關連いたしました、総務大臣の短かい時間、十分といふことではございせんから簡単に御質問を試みてみたいと思つておる。まず第一番に、科学技術の振興は、日本経済発展の母であるとおつちやいしましたが、今日のその日本経済の母は、ほとんどよそから導入された、ままだ母のような気がしてかたわりのでございせん。しかも、よそから導入される結果は重税のむだがございせん。高買ひの不利がございせん。またすでに内地で研究されている、研究の進行中のものを、買ひ戻す場合もございせん。また業界では、買ひ戻す方がわからぬので、いづれの國からそれを買ひ戻すかといふ問題について、いろいろ難決している向きもあるようございせん。先ごろ通産省では、今後は自動車の技術は買ひ戻さないという方針を打ち出された向きもあるようございせん。しかし今日なお別な会社ではこれを買ひ戻して、ただいま外國へその調査研究に行つておる向きもあるようございせん。こういうやさきにあたりまして、技術を買ひ戻す場合の基本的な方針をお示し願ひたいと思つておる。○池田(勇)内閣大臣 日本の産業の発達に貢献するといふことが第一でございます。これは日本に技術がありませぬれば別でございせんが、戦争によりまして空白がございせん。その場合に、日本の経済復興につきましても、他國の技術を必要程度買ひ戻すことはやむを得ないと思つておる。それによつて日本の経済も発達してきたのでございせん。ただ問題は、いたずらにやすきにつくといふことでは日本の将来が思ひやられます。私は、技術を買ひ戻す一方、買ひ戻した技術を利用して新たな技術を開発し、日本で作ります、こういう熱意を持

たす必要があると考えるのでありま
す。個々の産業につきましても、どうい
う技術を入れていか入れて悪い、
これは所管大臣が考えることだと思
います。

○加藤(清)委員 通産大臣は、自動車
技術を将来買うというのを禁止され
ますか、それとも奨励されますか。

○椎名国務大臣 ただばく然と自動車
技術と、こう言われましても、非常な
複雑なものでございますから、どの部
分がどうだということ的確に突きさ
めて、そしてそれがまだ日本で確立さ
れておらぬという場合には導入せざる
を得ないと思ひます。

○加藤(清)委員 時間の関係上詳細は
また委員会でお尋ねすると思ひまし
て、うちで作る場合についてお尋ねを
いたします。

技術者の養成にいたしても、あ
るいは技術の研究にいたしても、あ
るいは技術の問題を先ほど田中委員
が御質問いたしました、どうもまだ
私はすつきりいたしません。そこで池
田国務大臣のお答えになりました。将
来の方針について、総理はどうお考え
でございますか。

○池田(勇)国務大臣 なわ張り争いの
問題につきましては、先ほど田中委員
にお答えした通りでございます。従来
の伝統、人的構成もございませ。将
来の問題を考えてできるだけ高効率で
いくように進めていきたいと思います。

○加藤(清)委員 この事業団法と組合
法のみをとってみましても、将来実
際にこれを企業化するまでの間には、ど
うも争いが起きるような気がしてな
りません。これについて実は具体的に
お尋ねしたいのですが、時間がござい

んから、総理に基本的な考えだけを、
もし起きた場合にどうするかお伺い
いたします。

○池田(勇)国務大臣 起きることはな
いと思ひますが、起きた場合には総理
大臣が裁断いたします。

○加藤(清)委員 それではうちで作
る場合に、技術が足りないから、しかも
一千億余の金を払ってまでも買うほど
不足しておる折に、これはうちで作
る方が一そう国家のためによろしいで
はないかと思われ。そういう矢先に
せつかく国内で研究されました技術
ありあるいは究明なりが、三年もかか
らないと世の中へ日の目を見ないので
ございませ。特許庁へお願いいたしま
す。大体日本の母とおっしゃいまし
たが、日本の母は十月十日で生むのが
普通のはずでございませけれども、技
術の母だけは三年もかからないと生ま
ないのでございませ。これを一体総理
はどうお考えでございますか。

○池田(勇)国務大臣 この特許申請に
つきましても、従来からそういうお話
がございませ。昭和三十三年でござ
いませ。特許料の引き上げと件数の
増加によりまして、特許庁の予算が四
億程度のとときに八、九億入るよう
になって、昭和三十五年度からこの職員
を急にふやすことをやっておるのであ
ります。この職員にいたしても、一
度にまたふやすという事はなかなか
困難でございませ。三十五年、三十六
年度に相当人員をふやしたものと私は
考えております。前の通産大臣のとき、
三十五年度につきましては百人前後ふ
やしたと思ひます。多分今度も相当ふ
えておると思ひます。それによつて処

理を迅速に進めていきたいと思います。
○加藤(清)委員 それでは今後の特許
出願から許可に至るまでの期間は一体
どのようになりまされるか、通産大臣。
○椎名国務大臣 今総理から答えられ
ましたが、三十六年度におきまして
は、相当の人員を増加することにして
おるのでありますが、やはり相当の専
門家を見つけないければ、何の役にも立
たないの数は制約されるわけであり
まして、その点につきましてもできる
だけ工業技術院等に、それぞれ配属さ
れておる技術者の手を借りて、予備審
査をして、そして審査等がきわめて短
かい期間に達成されるようにしよう、
こう考えておるのであります。それで
出願の状況を見ますと、三十四年度に
おいて十万九千六百件、三十五年度に
おいて十万六千件、少し出願は減つて
おる。それに逆比例して処理件数は三
十四年より三十五年におきまして一
万二、三千件ふえておる、こういう状
況でございませ。三十六年度以降は
んだん人員を増加して能率を上げるこ
とによつて、大体三年間くらい一つ御
覧予願えれば、今度は練り延べないで
出願件数と処理件数とマッチさせてい
く、こういうことにしたいと思ひま
す。

○加藤(清)委員 かりに総理のお話の
通り人員がふえたと思ひましても、
その人員がその日から間に合う技術者
であれば、新しく採用された人は
教育をしなければならぬという相手
でなくして、新しく採用された人は
教育をしなければならぬという相手
でございませ。人員をふやしたこと
は、さしたるしほらくの間はか
えつて特許審査の能率を下げる原因に
なると思ひます。従いまし

て通産大臣は三年間にランニング・ス
トックを解消すると言つていらつしや
るようでございませ。けれども、おそら
く今日の状況から推してみてできない
ではないか、と申しませ。この意
見はきききき、よう始まつた意見では
ございませ。また商工委員会と野
党一致した意見でございませ。これが
長年にわたつて唱えられてきておるに
もかわりませ、いまだに解消して
いないといふことは、これは今の通産
大臣の言を額面通り受け取るには、あ
まりにも過去の実績がよろしくない、
従つて信用できない、こう言わざるを
得ないのでございませ。

そこで一つ総理にお伺ひしたいので
ございませ。幸いに工業技術院には
自分の恋人までも一度に当てるような
人工頭脳があるようです。選挙の場合
に当選するかしないかというようなこ
とも一度に当てるような人工頭脳があ
るはずでございませ。従つてこれを利用
なされれば、新しく入つた養成中の方々
を大ぜいわずらわせないでも早く能率
化することができないではないか、か
やうに存じませ。この点いかがなも
のではありません。

○池田(勇)国務大臣 私は人工頭脳
のことにはよく存じませ。事務当局
からお答えいたします。

○後藤政府委員 ただいま御質問の件
でございませ。電気試験所におきま
して、すでに多数の分岐を直ちに引用
置の試作品を作つております。こうい
うものを今後さらさら発展させ、特許
審査事務にも使つていただきたと思
ひませ。特許庁の方にはすでにお話
しいたしております。私も実際

役に立ちますように、そういう点をさ
らに研究いたしたいと思ひませ。

○加藤(清)委員 当局としてはこのよ
うな考え方のようでございませ。総
理としてはどうお考えでございませ
か。

○池田(勇)国務大臣 人工頭脳のこと
はよくわかりませ。使えるものな
ら何でも有効に使うことはけつこうで
ございませ。

○加藤(清)委員 もう一つお尋ねした
い点は、これほど技術が尊重されて
るときに、本省としてはほんとうにそ
の科学技術者を尊重しているのかいな
いのかという疑いを差し挟まれる点
があります。民間におきましてもす
て技術者の尊重、技術者の社長とい
うのがございませ。不幸にして本省
は技術者の局長さんといふものを私
見たことがございませ。ほんとうに
技術者を尊重するといふならば、任
用登用の点におきましても考慮あつて
かかるべきだと存じませ。総理はど
うな御考えでございませ。よろか。

○池田(勇)国務大臣 私は一昨年通産
大臣になりました。その翌日特許庁に
参りました。そしてまた数日後技術院
の試験所を見まして、各担当の技術者
にお会いいたしまして、自分の所見に
ついて述べました。私、通産大臣にな
つて、各局の部屋は一つも行きませ
ん。特許庁と技術院には参つたのであ
ります。これは通産省の行政として
技術がございませ。従いまして先ほど
申し上げました特許庁の人員をふやす
とか、あるいは技術者の俸給を自分で
人事院に請をいたしまして引き上げる
等、技術者の養成には私は人後に落ち

ないほどやっております。ただ、各省の局長に技術者をもって充てるべきかという問題になりますと、行政事務につきましても技術者でない方がいい場合がある。またその仕事に技術者を入れていないところがあるのであります。たとえは大蔵省におきまして、主計局長や銀行局長に技術者を入れたらどういふことになりませうか、これはなかなかむずかしい問題でございます。だから通産省におきましても大事な技術院というよりなところにおきましては、技術者がやっております。また鉱山保安局など技術的なものが入る余地のあるところには技術者を充てる。役職を与えるというところでなしに、技術者は技術者としての誇りを持たせていくことが第一でございます。これを局長に使う、使わないは第二の問題だと思ひます。

○加藤(清)委員 ポストの問題は総理のおっしゃる通りだと思ひます。これは道材道所でなければなりません。ところが、理科系も文科系も同じように学校を卒業している。ところが本省に入りますと、文科系であれば昇進が早い、技術系でございまして昇進がおそい。こういうことが労働組合の中においては論議の対象になっておるのでございませう。私はそこをお尋ねしたい。何も技術畑の人に行政上の最高ポジションを与えなければならぬというふうに考へておられるのはございませぬ。

○池田(男)國務大臣 お話のような点になっておられますが、私は初任給その他につきましても技術者の方を上にするように人事院に話してきたと思ひます。昇給その他につきましても、技術者なるがゆえにおくらすというふうなことはないと考へておられます。

○加藤(清)委員 特許庁が姥捨山にならぬよう、一つくれば御勘案願いたいと存じます。最後に、今度は売る場合について一つだけお尋ねしたいと存じます。総理は中国貿易については前向きな姿勢でございますが、足踏みの状態でございますか。今までの委員会で見ましても、御発表になったところを見ましても、どうも言葉の上だけでは前向きな姿勢のようでございますが、一体ほんとうのところはいかがでございますか。露

○池田(男)國務大臣 施政演説その他両院で申し上げた通り、どの国とも貿易の増進はしていきたいという考へでございます。

○加藤(清)委員 その際に特に中国関係が日本へよこしますところのオフターの中にはむしろ生活諸物資、労働集約的な製品よりも、建設用基礎物資であるとか、あるいは機械類その他技術の高級なものを要望しておられる点がたくさんございませう。これは池田國務大臣の専門部門でございますから、國務大臣もよく御存じの点と存じます。ところがここへせつかくオフターがありながら、輸出が難渋しておるという点がございます。それは特許の関係でございます。技術の関係でございます。向こうには日本の特許権を順守しなければならぬところの義務がないように思ひます。このことは、やがて日本の特許に関する機械器具を向こうへ売ります。これをそのままね

てしまつて御物にふいてしまつて、新しいものを向こうで作つて、これを使用するといふ向きがたくさんございませう。これに対して一体日本の特許を持つておるところの業者なり、あるいはメーカーなりは何ともすることができないのでございませう。これについて総理はどのようにお考へでございますか。池田國務大臣にも、一つお伺いしたいのであります。

○山口委員 加藤君に申し上げますが、買戻はなるべく議題外にわたらないようにお願いいたします。

○加藤(清)委員 委員長は議題外とおっしゃいますけれども、この法案によれば、研究したものを企業化し、それを企業化した場合は売るといふ問題がありますから、この場合のことを聞いたのであります。

○池田(男)國務大臣 私は具体的問題はよく存じませぬから、事務当局をして答弁をさせませう。

○池田(正)國務大臣 中国問題は実は私はあまりしゃべりたくないものであります。共産圏におきましては、今御指摘のように、外国から機械類を買ひ入れて、それをまねて特許権が及ばないことを理由にして、勝手にやつておる国がある。これを何とか処置したいのですが、処置の方法がないので、これは今後の外交折衝に待たなければならぬと思つておられます。

○推名國務大臣 工業所有権を侵されるときは危険があれば、これはやはり売りがたがらないのであります。でありますから、やはりさういふ不安のないような状況にならないと、これは流れていかなないということになると思ひます。

○加藤(清)委員 せつかく向こうから注文があるにもかかわらず、こういうところにネックがあるがゆえに、売れべきものが売れない。向こうでは買いたいが買えない。これが貿易

を阻害する一つのネックになつておる。従つてこれを今池田國務大臣のおっしゃいますように、今後の外交折衝によつて解消するとするならば、この点はどうしても政府間協定というところにならなければならぬと思ふ。

○池田(男)國務大臣 この問題はたびたびお答えしたように、中共と政府間貿易協定をやる考へは今のところございません。

○加藤(清)委員 それではいかなる方法、手段によつて折衝をなさうとするのか。今池田國務大臣は、これについて努力する旨のお話しがありました。が、一体具体的にはしからばどうなさうとするのでございませうか。

○池田(正)國務大臣 これはなかなか簡単じゃないので、それをやるにはそれだけのいろいろな諸条件が整つてこない、一部の人がおっしゃつておるやうにそつと前向きだからといつて、すぐに走つていくといふやうな性格のものじゃないので、そこに外交というものは忍耐と時間を要する。そして大いにわれわれは忍耐をしながら、お互いに相手を尊重しながら前向きに進む、こういう姿勢だと思ひます。

○加藤(清)委員 まだ質問は序の口でございますが、残余の質問はこの際保留して、委員会へ移すことにします。

○山口委員 受田新吉君。

○受田委員 総理大臣、私は新技術開発事業団の法案が審議されるにあたりまして、総理大臣としてあなたがどのような角度をもつて、この新技術開発

に取組もうとされておるか、その決意と、それに伴ういろいろな対策についてお尋ねをしてみたいと思ひます。さうした事業団をお作りになるといふ御意図に対しては、私衷心敬意を表する一人です。ただ、この新技術を開発して科学技術の振興をはかつていくとする基本的態度において、内閣の総理として、科学技術に対する考へ方がどういふものであるかという点は、これはさういふものの成功をさせるかさせないかということにも影響しますので、その根本的な考へ方をお尋ねしてみたいのであります。

内閣法の第六條には、内閣総理大臣の行政各部の指揮監督権が規定してございませう。また第七條には権限喪失の裁定に関する規定がございませう。第八條には処分または命令の中止権が与えられておるのです。先ほど池田科学技術庁長官は、科学技術の振興に關して、科学技術庁設置法第十一條の規定に基づいて報告を文部大臣にいたされた。これはこの法案にも直接つながる大事な技術者養成の問題でございませう。お尋ねします。先ほど田中君の質問に答えて、総理は池田長官からは何も聞いておられないし、閣議にかけられた問題でもない。新聞で見ただけだといふお答えがありました。しかしながら、池田長官にしてみれば、設置法第十一條の、この自己の持つ権限を發動するといふことは、よほどの決意をしたものと私は思ふのです。あの報告をした前日、私がこの報告書の行使について池田長官に質問をいたしましたときにも、事務当局の方々は、設置法第三條の規定には大学の研究は除くとなつて

○池田(男)國務大臣 池田國務大臣は、これは具体的な問題はよく存じませぬから、事務当局をして答弁をさせませう。

○池田(正)國務大臣 中国問題は実は私はあまりしゃべりたくないものであります。共産圏におきましては、今御指摘のように、外国から機械類を買ひ入れて、それをまねて特許権が及ばないことを理由にして、勝手にやつておる国がある。これを何とか処置したいのですが、処置の方法がないので、これは今後の外交折衝に待たなければならぬと思つておられます。

○推名國務大臣 工業所有権を侵されるときは危険があれば、これはやはり売りがたがらないのであります。でありますから、やはりさういふ不安のないような状況にならないと、これは流れていかなないということになると思ひます。

○加藤(清)委員 せつかく向こうから注文があるにもかかわらず、こういうところにネックがあるがゆえに、売れべきものが売れない。向こうでは買いたいが買えない。これが貿易

を阻害する一つのネックになつておる。従つてこれを今池田國務大臣のおっしゃいますように、今後の外交折衝によつて解消するとするならば、この点はどうしても政府間協定というところにならなければならぬと思ふ。

○池田(男)國務大臣 この問題はたびたびお答えしたように、中共と政府間貿易協定をやる考へは今のところございません。

○加藤(清)委員 それではいかなる方法、手段によつて折衝をなさうとするのか。今池田國務大臣は、これについて努力する旨のお話しがありました。が、一体具体的にはしからばどうなさうとするのでございませうか。

○池田(正)國務大臣 これはなかなか簡単じゃないので、それをやるにはそれだけのいろいろな諸条件が整つてこない、一部の人がおっしゃつておるやうにそつと前向きだからといつて、すぐに走つていくといふやうな性格のものじゃないので、そこに外交というものは忍耐と時間を要する。そして大いにわれわれは忍耐をしながら、お互いに相手を尊重しながら前向きに進む、こういう姿勢だと思ひます。

○加藤(清)委員 まだ質問は序の口でございますが、残余の質問はこの際保留して、委員会へ移すことにします。

○山口委員 受田新吉君。

○受田委員 総理大臣、私は新技術開発事業団の法案が審議されるにあたりまして、総理大臣としてあなたがどのような角度をもつて、この新技術開発

おつて、科学技術の振興面からその面がはずされておるから、その行政の方のその分は除くのだという御説明があったわけですか。ところが長官は、一般行政問題としては大丈夫だといひ、勸告をほめめかす決意を表明されておりました。事務当局の見解としては、この大学の研究を除くという規定を尊重して、文部省とは話し合ひでこの問題の解決をはかるべきであつて、それはしない、むしろ話し合ひで解決する方が成果がある、権限を行使する段階ではないという御意思も持つておられたくらいであります。池田長官は大所高所から勸告権を行使せられたわけですか。そういう、科学技術庁長官として初めての重大な決意をもつて勸告したことが、長官からも総理に報告されておらないか、総理も、この勸告権をめぐるの論争、文部省とのいろいろな行きがかりについても一向御存じないといふことは、内閣各部を統制される総理大臣としては、いささか怠慢と言わざるを得ないのじやないかと思つておるが、新聞で何つた程度だといふことではございませぬ。池田長官は、技術庁ができて、すでに五年も六年もたつてゐるこの際、初めて勸告をするといふ重大な事態になつてゐることは、たゞ内閣議にかける問題でなくとも、個人的にこれを総理に報告して、その了解を求めるとかという措置がさるべきでなかつたか。また総理も、新聞で伺つたか。また池田長官の御意見をどうお聞きしたいか。池田長官の御意見をどうお聞きしたいか。池田長官の御意見をどうお聞きしたいか。

ただすといふより努力をはかるべきぢやなかつたか。総理大臣の御意見及び池田長官の御意見をお伺ひしたいと思ひます。

○池田(男)國務大臣 各省大臣が与へられた規定に基づきましていろいろお聞きしたいと思ひます。しかし各省間におきまして問題が起り、閣議にかつた場合には、これは裁断いたしました。

○受田委員 行政各部で重要な問題を提起してゐるときは、これについて個人的な意見の聴取もすべきでないといふ考え方ですか。

○池田(男)國務大臣 私に相談することとは、各省大臣が選ぶべき問題だと思ひます。そうしてそれが閣議を要する場合とか何とか、その私は相談するかしらぬか、各省大臣で定めるべき事柄だと思ひます。

○受田委員 池田科学技術庁長官は、総理に個人的にこれを報告するほどのものでない、かように考えられて報告されなかつたのですか。

○池田(正)國務大臣 これは私の権限においてやつたことで、今、国会中で総理は非常に忙しいので、私もやり出す以上は、そう無力な閣僚ぢやないつもりなんです。やる以上は断じてやつてみせる確信を持つてやつておるので、どうぞ私におまかせ下さい。

○受田委員 心強い池田大臣の御所見、総理と対等の立場から強い権威を持たれた御発言を伺ひまして、有力閣僚の一人であることを裏づけるものとして敬意を表します。しかることも、この科学技術庁長官の強力な勸告にもかかわらず、文部大臣、文部省は依然として、三十七年度から技術者養成へ踏み切ることをおぼろげにしており、三十七年度から何となくしたい、大学十七万、高校四十四万の目的達成のために遠き数字を文部省は用意しておりながら、一向手を打つておられない、大急ぎでやつてもらいたいという要望をされておるのです。この要望がかなえられなかつた場合は、文部省のかねて主張しておる三十七年度から何となくしたいということが通つた場合は、科学技術庁長官はどのような態度をおとりになりますか、有力閣僚としての……。

○山口委員長 受田君に申し上げます。総理が時間がないので、なるべく総理の質問を……。

○池田(正)國務大臣 さつきの御質問にもありましたように、内閣や総理までわづらわすずに、私のところで解決したい。しかし私がこれに乗り切つた以上は、当然政治家としての責任を痛感いたしております。従つて私の所期の目的ができませんときは、私は政治家としてのみずからの決意を持つております。

○受田委員 内閣法第六条の規定による閣議決定に基づく各部の指揮監督権、この内閣総理大臣の権限を行使される問題が残つておるのです。閣議にかける問題は、行政各部から閣議に要求がなければやらないという場合と、総理みずから閣議にかける場合とがあるわけですね、法理論の立場から、お答え願ひます。

○池田(男)國務大臣 もちろん両方ございませぬ。

○受田委員 そうしますと、この池田長官の勸告という問題は、勸告したことに對して文部省がまだ肯定しておらぬ、数字も違ふといふ反駁もしてゐる。非常にややこしい問題になつてゐる。科学技術振興には偉大な熱情を持つてゐる池田総理大臣とされまして、この問題が足踏みするようでは、池田長官は今重大な政治家の使命をかけてやるとおっしゃつておる。おそろく通らなければ辞職されるかあるいは次の勸告権、報告権、閣議要求権を提出されるか、いずれかの強い決意を持つておられるかと思つておる。総理は、科学技術庁長官はどのような態度をおとりになりますか、有力閣僚としての……。

○山口委員長 受田君に申し上げます。総理が時間がないので、なるべく総理の質問を……。

○池田(正)國務大臣 さつきの御質問にもありましたように、内閣や総理までわづらわすずに、私のところで解決したい。しかし私がこれに乗り切つた以上は、当然政治家としての責任を痛感いたしております。従つて私の所期の目的ができませんときは、私は政治家としてのみずからの決意を持つております。

○受田委員 内閣法第六条の規定による閣議決定に基づく各部の指揮監督権、この内閣総理大臣の権限を行使される問題が残つておるのです。閣議にかける問題は、行政各部から閣議に要求がなければやらないという場合と、総理みずから閣議にかける場合とがあるわけですね、法理論の立場から、お答え願ひます。

○池田(男)國務大臣 もちろん両方ございませぬ。

○受田委員 そうしますと、この池田長官の勸告という問題は、勸告したことに對して文部省がまだ肯定しておらぬ、数字も違ふといふ反駁もしてゐる。非常にややこしい問題になつてゐる。科学技術振興には偉大な熱情を持つてゐる池田総理大臣とされまして、この問題が足踏みするようでは、池田長官は今重大な政治家の使命をかけてやるとおっしゃつておる。おそろく通らなければ辞職されるかあるいは次の勸告権、報告権、閣議要求権を提出されるか、いずれかの強い決意を持つておられるかと思つておる。総理は、科学技術庁長官はどのような態度をおとりになりますか、有力閣僚としての……。

○池田(正)國務大臣 さつきの御質問にもありましたように、内閣や総理までわづらわすずに、私のところで解決したい。しかし私がこれに乗り切つた以上は、当然政治家としての責任を痛感いたしております。従つて私の所期の目的ができませんときは、私は政治家としてのみずからの決意を持つております。

○受田委員 内閣法第六条の規定による閣議決定に基づく各部の指揮監督権、この内閣総理大臣の権限を行使される問題が残つておるのです。閣議にかける問題は、行政各部から閣議に要求がなければやらないという場合と、総理みずから閣議にかける場合とがあるわけですね、法理論の立場から、お答え願ひます。

○池田(男)國務大臣 もちろん両方ございませぬ。

○受田委員 そうしますと、この池田長官の勸告という問題は、勸告したことに對して文部省がまだ肯定しておらぬ、数字も違ふといふ反駁もしてゐる。非常にややこしい問題になつてゐる。科学技術振興には偉大な熱情を持つてゐる池田総理大臣とされまして、この問題が足踏みするようでは、池田長官は今重大な政治家の使命をかけてやるとおっしゃつておる。おそろく通らなければ辞職されるかあるいは次の勸告権、報告権、閣議要求権を提出されるか、いずれかの強い決意を持つておられるかと思つておる。総理は、科学技術庁長官はどのような態度をおとりになりますか、有力閣僚としての……。

○山口委員長 受田君に申し上げます。総理が時間がないので、なるべく総理の質問を……。

○池田(正)國務大臣 さつきの御質問にもありましたように、内閣や総理までわづらわすずに、私のところで解決したい。しかし私がこれに乗り切つた以上は、当然政治家としての責任を痛感いたしております。従つて私の所期の目的ができませんときは、私は政治家としてのみずからの決意を持つております。

○受田委員 内閣法第六条の規定による閣議決定に基づく各部の指揮監督権、この内閣総理大臣の権限を行使される問題が残つておるのです。閣議にかける問題は、行政各部から閣議に要求がなければやらないという場合と、総理みずから閣議にかける場合とがあるわけですね、法理論の立場から、お答え願ひます。

○池田(男)國務大臣 もちろん両方ございませぬ。

○受田委員 そうしますと、この池田長官の勸告という問題は、勸告したことに對して文部省がまだ肯定しておらぬ、数字も違ふといふ反駁もしてゐる。非常にややこしい問題になつてゐる。科学技術振興には偉大な熱情を持つてゐる池田総理大臣とされまして、この問題が足踏みするようでは、池田長官は今重大な政治家の使命をかけてやるとおっしゃつておる。おそろく通らなければ辞職されるかあるいは次の勸告権、報告権、閣議要求権を提出されるか、いずれかの強い決意を持つておられるかと思つておる。総理は、科学技術庁長官はどのような態度をおとりになりますか、有力閣僚としての……。

○池田(正)國務大臣 さつきの御質問にもありましたように、内閣や総理までわづらわすずに、私のところで解決したい。しかし私がこれに乗り切つた以上は、当然政治家としての責任を痛感いたしております。従つて私の所期の目的ができませんときは、私は政治家としてのみずからの決意を持つております。

○受田委員 内閣法第六条の規定による閣議決定に基づく各部の指揮監督権、この内閣総理大臣の権限を行使される問題が残つておるのです。閣議にかける問題は、行政各部から閣議に要求がなければやらないという場合と、総理みずから閣議にかける場合とがあるわけですね、法理論の立場から、お答え願ひます。

○池田(男)國務大臣 もちろん両方ございませぬ。

○受田委員 そうしますと、この池田長官の勸告という問題は、勸告したことに對して文部省がまだ肯定しておらぬ、数字も違ふといふ反駁もしてゐる。非常にややこしい問題になつてゐる。科学技術振興には偉大な熱情を持つてゐる池田総理大臣とされまして、この問題が足踏みするようでは、池田長官は今重大な政治家の使命をかけてやるとおっしゃつておる。おそろく通らなければ辞職されるかあるいは次の勸告権、報告権、閣議要求権を提出されるか、いずれかの強い決意を持つておられるかと思つておる。総理は、科学技術庁長官はどのような態度をおとりになりますか、有力閣僚としての……。

○山口委員長 受田君に申し上げます。総理が時間がないので、なるべく総理の質問を……。

○池田(正)國務大臣 さつきの御質問にもありましたように、内閣や総理までわづらわすずに、私のところで解決したい。しかし私がこれに乗り切つた以上は、当然政治家としての責任を痛感いたしております。従つて私の所期の目的ができませんときは、私は政治家としてのみずからの決意を持つております。

○受田委員 内閣法第六条の規定による閣議決定に基づく各部の指揮監督権、この内閣総理大臣の権限を行使される問題が残つておるのです。閣議にかける問題は、行政各部から閣議に要求がなければやらないという場合と、総理みずから閣議にかける場合とがあるわけですね、法理論の立場から、お答え願ひます。

○池田(男)國務大臣 もちろん両方ございませぬ。

○受田委員 そうしますと、この池田長官の勸告という問題は、勸告したことに對して文部省がまだ肯定しておらぬ、数字も違ふといふ反駁もしてゐる。非常にややこしい問題になつてゐる。科学技術振興には偉大な熱情を持つてゐる池田総理大臣とされまして、この問題が足踏みするようでは、池田長官は今重大な政治家の使命をかけてやるとおっしゃつておる。おそろく通らなければ辞職されるかあるいは次の勸告権、報告権、閣議要求権を提出されるか、いずれかの強い決意を持つておられるかと思つておる。総理は、科学技術庁長官はどのような態度をおとりになりますか、有力閣僚としての……。

○池田(正)國務大臣 さつきの御質問にもありましたように、内閣や総理までわづらわすずに、私のところで解決したい。しかし私がこれに乗り切つた以上は、当然政治家としての責任を痛感いたしております。従つて私の所期の目的ができませんときは、私は政治家としてのみずからの決意を持つております。

○受田委員 内閣法第六条の規定による閣議決定に基づく各部の指揮監督権、この内閣総理大臣の権限を行使される問題が残つておるのです。閣議にかける問題は、行政各部から閣議に要求がなければやらないという場合と、総理みずから閣議にかける場合とがあるわけですね、法理論の立場から、お答え願ひます。

○池田(男)國務大臣 もちろん両方ございませぬ。

○受田委員 そうしますと、この池田長官の勸告という問題は、勸告したことに對して文部省がまだ肯定しておらぬ、数字も違ふといふ反駁もしてゐる。非常にややこしい問題になつてゐる。科学技術振興には偉大な熱情を持つてゐる池田総理大臣とされまして、この問題が足踏みするようでは、池田長官は今重大な政治家の使命をかけてやるとおっしゃつておる。おそろく通らなければ辞職されるかあるいは次の勸告権、報告権、閣議要求権を提出されるか、いずれかの強い決意を持つておられるかと思つておる。総理は、科学技術庁長官はどのような態度をおとりになりますか、有力閣僚としての……。

○山口委員長 受田君に申し上げます。総理が時間がないので、なるべく総理の質問を……。

○池田(正)國務大臣 さつきの御質問にもありましたように、内閣や総理までわづらわすずに、私のところで解決したい。しかし私がこれに乗り切つた以上は、当然政治家としての責任を痛感いたしております。従つて私の所期の目的ができませんときは、私は政治家としてのみずからの決意を持つております。

○受田委員 内閣法第六条の規定による閣議決定に基づく各部の指揮監督権、この内閣総理大臣の権限を行使される問題が残つておるのです。閣議にかける問題は、行政各部から閣議に要求がなければやらないという場合と、総理みずから閣議にかける場合とがあるわけですね、法理論の立場から、お答え願ひます。

○池田(男)國務大臣 もちろん両方ございませぬ。

○受田委員 そうしますと、この池田長官の勸告という問題は、勸告したことに對して文部省がまだ肯定しておらぬ、数字も違ふといふ反駁もしてゐる。非常にややこしい問題になつてゐる。科学技術振興には偉大な熱情を持つてゐる池田総理大臣とされまして、この問題が足踏みするようでは、池田長官は今重大な政治家の使命をかけてやるとおっしゃつておる。おそろく通らなければ辞職されるかあるいは次の勸告権、報告権、閣議要求権を提出されるか、いずれかの強い決意を持つておられるかと思つておる。総理は、科学技術庁長官はどのような態度をおとりになりますか、有力閣僚としての……。

いま一つ最後に、開発事業団の三十九条にいろいろ規定があるので、「給与及び退職手当の支給の基準」役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準は内閣総理大臣の承認を得てきめなければならぬと書いてある。総理大臣はこれをどのくらいの基準にしようとしておられるのか、基準を設けないで、こういう法案を出しになるはずはないのでございますから、一応どの程度、国務大臣クラスに理事長を持っていかれるのかどうか、大よその基準は総理大臣としてもお考えになつておらなければならぬと思ひます。

○池田(勇)国務大臣 こういう事業団としては、ほかの公団その他の関係もございませう。そういうものと権衡をとつていくべきだと思ひます。

○受田委員 国務大臣よりも高い給料ではないとお考えでしょうか。

○池田(勇)国務大臣 その点は案が出ましてから、私はどの人の給料は幾らにするというようなことは、今ここで申し上げるよりも、やはりその重要性にかんがみ、また他との権衡を考慮してやりたいと思ひます。

○受田委員 私は総理に、ぜひあなたに一つ希望を申し上げておきたいことは、公団、公庫その他の給料で、あなたと同じ給料、あるいはあなたの方の二十五万円よりは高い給料の人もある。国務大臣以上の給料を、大蔵省の官僚などがそれへ転出すると急に二十万、二十五万、またさらに高い給料をもらつておられるのです。私はこのことはやはり給料行政の上に統制を乱すことになると思ひます。総理大臣、大蔵大臣がきめる場合には、少なくともあなたの方下である国務大臣よりも高い給料を、

大蔵省の局長が転出をしてすぐいただけのような給料体制でないように、はつきりした態度をお持ちいただくように要望しておきます。御所見を伺つておきます。

○池田(勇)国務大臣 従来の慣行もありませんし、民間と役所との違いもございませうので、一がいにはいけぬと思ひます。

○受田委員 質問は終わります。

○山口委員長 本連合審査会はこれにて散会いたします。

午後零時五十六分散会

昭和三十六年四月八日印刷

昭和三十六年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局